

# 糖尿病・高血圧・脂質異常症で 通院中の患者さまへ

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、2024年6月1日より、『糖尿病』『高血圧症』『脂質異常症』の治療を受けていただいている患者さまには、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり「生活習慣病管理料」として算定することになります。

それに伴い、当院でも主病となる治療を継続的におこなえるように、目標設定と生活習慣に関連した指導項目が記載された「療養計画書」に基づいて診察がおこなわれます（一部該当しない方を除きます）。

受診の際には療養計画書を確認し、初回時には同意の署名（サイン）をお願いいたします。

また、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございますが、あらかじめご了承ください。

## 生活習慣病管理料とは

糖尿病、高血圧症、脂質異常症を主病とする患者さまを対象として、療養計画書を作成し服薬の指導など総合的な治療管理をおこなった際に算定するものです。

ご質問・ご不明な点などがございましたら、スタッフまでお尋ねください。

2024年5月 東神戸病院